

# 第3期介護保険事業計画 がスタートします



平成12年4月から始まった介護保険制度も、こととして7年目を迎えました。

介護保険事業計画は、制度の円滑な実施のために策定されるもので、介護サービスの利用者の推計サービス量と費用の見込み、それに伴う保険料を算出し、3年ごとに見直しを行います。

今回の見直しでは、合併を踏まえ、公専委員のほかにも旧下総町や旧大栄町の委員を臨時委員として

て加えた多くの皆さんの意見もいただきながら、保健福祉審議会で審議を重ね、事業計画を策定しました。

今年度からは、この第3期事業計画に基づき、地域支援事業介護予防事業の創設を併せた予防重視への転換を図るとともに、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活ができるように、地域に密着したサービスの確保や、各種サービスの質の向上へ取り組んでい

表1 介護保険サービス見込み

サービス区分		18年度	19年度	20年度
居宅サービス	訪問介護 (回)	110,032	114,753	123,801
	訪問入浴介護 (回)	5,386	5,266	5,407
	訪問看護 (回)	3,345	3,282	3,357
	訪問リハビリテーション (回)	435	842	1,659
	通所介護 (回)	70,517	74,612	81,399
	通所リハビリテーション (回)	16,916	18,233	20,003
	居宅療養管理指導 (人)	480	467	477
	短期入所生活介護 (日)	14,574	14,772	15,702
	短期入所療養介護 (日)	2,230	2,166	2,205
	福祉用具貸与 (人)	7,649	7,676	7,992
特定福祉用具販売 (人)	277	275	283	
住宅改修 (人)	195	194	200	
居宅介護支援 (人)	17,138	17,024	17,557	
特定施設入居者生活介護 (人)	74	98	110	
施設サービス	介護老人福祉施設 (人)	235	259	267
	介護老人保健施設 (人)	192	192	197
	介護療養型医療施設 (人)	65	65	68
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護 (回)	407	831	862
	認知症対応型通所介護 (回)	2,398	4,884	4,949
	小規模多機能型居宅介護 (人)	371	727	1,502
	認知症対応型共同生活介護 (人)	73	73	74
	介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	0	0	0
	特定施設入居者生活介護 (人)	0	0	0

きます。

介護保険料は所得によって6段階に

介護保険の給付に掛かる費用は40歳以上の人が払う保険料で半分を、公費(国・県・市)で半分をそれぞれ負担しています。保険料は各市区町村で異なり、利用者が多い場合や、サービスがたくさん利用されるときは高くなります。

平成18～20年度の計画期間中の介護保険サービスの利用見込みは表1のとおりです。

平成18～20年度の65歳以上の(第1号被保険者)の介護保険料の基準額は、このサービス利用量と費用の見込みから算出しました。今後も急速な高齢化の進行によりサービス量の増加が予想されるため、介護保険料も上昇することが見込まれます。

しかし、合併前の市町の保険料がそれぞれ異なるため、保険料が低かった人たちの値上がり幅をできるだけ抑えるべく、第2期までの給付に掛かった費用の余剰金を積み立てた基金の一部を取り崩し、保険料を据え置きました。

また、介護保険料は所得によって段階的に分けられています。

従来(第2期)の第2段階(世帯全員が市町村民税非課税)は被保険者の負担能力に開きがあったため、今回はその段階を細分化し、新第2段階を加え負担の軽減を図りました。これにより、保険料の負担段階は5段階から6段階になりました。

平成18～20年度の保険料の年額は、表2のとおりです。

## 保険料の納め方

介護保険の保険料は、40～64歳の人には医療保険の保険料と一緒に納めます。65歳以上の人の保険料の納め方には年金からの天引き(特別徴収)と納付書による個別納付(普通徴収)の2種類があります。

特別徴収…年額18万円以上の年齢・退職年金を受給している人が対象(10月からは遺族・障害年金も可)。個人の保険料額は8月上旬に「介護保険料額決定通知書」で通知します。

普通徴収…年金額が年額18万円未満、年度の途中で65歳になった人、他市町村から転入した人などが対象。7月中旬に「納付書」を送付します。口座振替以外の人は、この「納付書」で納付してください。

納付に困ったときは

災害などの特別な事情によって保険料を納めることが困難な場合は、保険料の徴収猶予や減額・免除を受けられる場合があります。

くわしくは介護保険課 ☎ 20545(へ) 1

表2 65歳以上の人の介護保険料(平成18～20年度)

保険料の段階	要件	調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者及び本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人	基準額×0.5	17,500円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人で、本人の年金収入等が80万円以下の人	基準額×0.5	17,500円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の人で、第2段階に該当しない人	基準額×0.75	26,200円
第4段階	本人以外の世帯員に市町村民税が課税されているが、本人が市町村民税非課税の人	基準額	35,000円
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	43,700円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	52,500円

## 狂犬病の集合予防注射

# 14日から市内78カ所で実施



狂犬病の予防注射は毎年受ける必要があります。予防注射は、開業獣医師が下表の集合予防注射会場で受けてください。予防注射に掛かる費用は右表のとおりです。

開業獣医で予防注射を受ける人 注射が終わったら「注射済証」を持って、市の窓口で「注射済票」の交付を受けてください。

集合予防注射会場で予防注射を受ける人 市から送付された通知書(問診票を記入)を持参してください。また、注射と新規登録の手続きをする人は、飼い主の住所・氏名・電話番号・犬の種類・呼び名・生年月日・毛色・性別・体格を記入したメモを持参してください。

ほかの市町村に登録のある犬を飼っている人 集合会場では受け付けできません。開業獣医で予防注射を受けるか、鑑札、登録カードなどを用意し、環境衛生課または下総支所・大栄支所で登録の変更手続きを済ませた後、集合予防注射を受けてください。

予防注射に掛かる費用

	新規	注射のみ
新規登録手数料	3,000円	
注射済票交付手数料	550円	550円
注射代(獣医師会へ)	2,800円	2,800円
合計	6,350円	3,350円

平成18年度狂犬病予防集合注射日程表

月日	会場	時間	月日	会場	時間	
4月14日 (金)	美郷台地区会館	午前 9:00 ~ 10:10	4月24日 (月)	引地近隣公園(吾妻ショッピングセンター隣)	午前 9:30 ~ 10:50	
	J A成田 宝田 農業機械センター	10:25 ~ 10:55		台方公民館	11:10 ~ 11:30	
	竜台共同利用施設	11:15 ~ 11:30		公津公民館	午後 13:00 ~ 13:50	
	豊住公民館	午後 13:00 ~ 13:30		大作台公園(公津の杜4丁目)	14:10 ~ 15:00	
	磯部共同利用施設	13:50 ~ 14:05		4月25日 (火)	橋賀台公園(橋賀台2丁目)	午前 9:30 ~ 10:20
	J A成田本所前(寺台)Aコープ駐車場	14:30 ~ 15:00		外小代公園駐車場(玉造2丁目)	10:40 ~ 11:30	
4月17日 (月)	いずみ聖地公園	午前 9:30 ~ 10:00	新山児童公園(玉造6丁目)	午後 13:00 ~ 13:40		
	大室共同利用施設	10:30 ~ 10:45	中台陸上競技場	14:00 ~ 15:00		
	十余三共同利用施設	11:00 ~ 11:30	4月26日 (水)	長興院駐車場	午前 9:10 ~ 9:40	
	野毛平共同利用施設	午後 13:00 ~ 13:15		横山出荷所前	9:50 ~ 10:10	
	中郷公民館駐車場	13:35 ~ 14:05		官林公民館	10:20 ~ 10:40	
	土屋公民館	14:25 ~ 15:00		大沼公民館	10:50 ~ 11:10	
4月18日 (火)	並木町公民館	午前 9:30 ~ 10:10		東ノ台農業集落センター	11:20 ~ 11:40	
	飯田町琴平神社	10:25 ~ 11:30		所二公民館	午後 13:00 ~ 13:20	
	八生公民館	午後 13:00 ~ 13:30	桜田公共駐車場	13:30 ~ 14:00		
	坂田ヶ池総合公園	13:45 ~ 14:10	村田ふれあいの家	14:10 ~ 14:30		
	船形公民館	14:30 ~ 15:00	所公民館	14:40 ~ 15:00		
	4月19日 (水)	三里塚第1公園(三里塚消防署隣)	午前 9:30 ~ 10:50	4月27日 (木)	柴田共同館	午前 9:10 ~ 9:30
西三里塚共同利用施設		11:05 ~ 11:40	奈土公民館		9:40 ~ 10:00	
新駒井野共同利用施設		午後 13:00 ~ 13:30	伊能四区公民館		10:10 ~ 10:30	
遠山公民館		13:45 ~ 14:45	松子公民館		10:40 ~ 11:10	
滑川共同利用施設		午前 9:10 ~ 9:40	津富浦第一農業集落センター		11:20 ~ 11:40	
新川共同利用施設		9:50 ~ 10:10	津富浦第二多目的集会施設		午後 13:10 ~ 13:30	
4月20日 (木)	西大須賀共同利用施設	10:20 ~ 10:40	稲荷山ふれあいの家	13:40 ~ 14:00		
	四谷青年館	10:50 ~ 11:10	リパティビル集会所	14:10 ~ 14:30		
	芙蓉邸街共同利用施設	11:20 ~ 11:40	三和農業集落センター	14:40 ~ 15:00		
	外記林団地入口広場	午後 13:00 ~ 13:15	4月28日 (金)	吉岡ふれあい館	午前 9:10 ~ 9:30	
	青山新田コミュニティ	13:25 ~ 13:40		大栄ニュータウン集会所	9:40 ~ 10:10	
	青山コミュニティ	13:50 ~ 14:00		吉岡第二共同利用施設	10:20 ~ 11:00	
	名木常福寺	14:10 ~ 14:30		新田共同利用施設	11:10 ~ 11:30	
	つつじヶ岡団地(公園)	14:40 ~ 15:00		十余三三区構造改善センター	午後 13:10 ~ 13:30	
	4月21日 (金)	高青年館		午前 9:10 ~ 9:30	十余三一区共同利用施設	13:40 ~ 14:00
		小野コミュニティ	9:40 ~ 10:00	前林公民館	14:10 ~ 14:30	
大和田コミュニティ		10:10 ~ 10:30	一坪田多目的集会施設	14:40 ~ 15:00		
小浮コミュニティ		10:40 ~ 11:00	4月29日 (土・祝)	大栄支所	午前 9:10 ~ 10:00	
高岡交差点横 児童公園		11:10 ~ 11:30		下総支所	10:30 ~ 11:30	
旧農協小御門支所		午後 13:00 ~ 13:25		成田市役所(庁用車駐車場)	午後 13:00 ~ 15:00	
内宿コミュニティ		13:30 ~ 13:40				
日豊団地コミュニティ		13:50 ~ 14:10				
ピバランドコミュニティ		14:20 ~ 14:40				
成井コミュニティ		14:50 ~ 15:00				

くわしくは環境衛生課(☎20-1531)、下総支所生活環境課(☎96-1116)、大栄支所生活環境課(☎0478-73-8062)へ。